

指定金融機関の指定及び監督に関する指針

平成 20 年 8 月

財		務		省
農	林	水	産	省
経	済	産	業	省

指定金融機関の指定及び監督に関する指針 目次

項	目	頁
	目次	1
	略語とその定義一覧	3
第一	総則	4
	1. 趣旨	4
	2. 本指針の位置づけ	4
第二	指定金融機関の指定及び監督に関する事務手続上の留意点	4
	1. 指定金融機関事務の実施に関する一般的留意点	4
	2. 申請書等の受理に関する一般的留意点	5
	3. 指定金融機関台帳等の作成及び行政報告	5
	4. 指定金融機関等に対する苦情等	6
	5. 法令解釈等の照会を受けた場合の対応	6
第三	指定金融機関の指定申請に関する事務	7
	1. 指定申請書の受理	7
	2. 指定申請書の記載事項	7
	3. 業務規程の記載事項	8
	4. 添付書類	9
	5. 指定申請の審査事項	12
	6. 指定をする場合の取扱い	15
	7. 指定をしない場合の取扱い	15
第四	指定金融機関の地位の承継の認可申請に関する事務	15
	1. 承継認可申請書等の受理	15
	2. 承継認可申請書等の記載事項	16
	3. 合併等認可申請の審査事項	17
	4. 合併等の認可をする場合の取扱い	17
	5. 合併等の認可をしない場合の取扱い	18
第五	業務規程の変更の認可申請に関する事務	18
	1. 変更認可申請書の受理	18
	2. 変更認可申請書の審査事項	19
	3. 変更の認可にあたっての留意点	19
	4. 認可をする場合の取扱い	19
	5. 認可をしない場合の取扱い	19
第六	届出の受理に関する事務	20
	1. 届出の受理	20

	2. 法第 17 条の規定に基づく変更届出の受理	20
	3. 法第 25 条の規定に基づく業務の休廃止の届出の受理	20
	4. 届出の受理に関する報告	21
第七	危機の認定が行われた場合の監督上の留意点	21
	1. 主務大臣による認定について指定金融機関へ通知がされた場合	21
	2. 危機対応業務の実施状況に関する監督等	22
第八	行政処分を行う際の留意点	22
	1. 検査結果への対応	22
	2. 行政処分等の発動	23
	3. 行政手続法との関係等	24
参考・報告様式集		

○略語とその定義一覧

略語	定義
法	株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）
施行令	株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成 20 年政令第 143 号）
省令	株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成 20 年財務省・農林水産省・経済産業省令第 2 号）
指定金融機関事務	指定金融機関の指定及び監督に係る事務
主務大臣	財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
本省担当課室	指定金融機関事務を行う財務省担当課室、農林水産省担当課室及び中小企業庁担当課室
本省担当部局長等の長	本省担当課室を管轄する本省の担当部局長
地方支分部局	財務局、地方農政局、経済産業局及び沖縄総合事務局
財務局長	財務局長及び福岡財務支局長
地方支分部局長の長	財務局長、地方農政局長、経済産業局長及び沖縄総合事務局長の長
本省管下金融機関	施行令第 33 条第 5 項の規定により主務大臣が指定するものその他の主務大臣が別に定める金融機関
公庫	株式会社日本政策金融公庫

本表に定義する以外の語については、法、施行令及び省令において使用する用語の例による。

第一 総則

1. 趣旨

指定金融機関の指定及び監督に関する指針（以下「本指針」という。）は、法、施行令及び省令の規定に基づく指定金融機関の指定及び監督に関する実施細目を定めたものであり、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の適正かつ確実な運営を確保することを目的とする。

2. 本指針の位置づけ

本省担当課室においては、本指針に基づき指定金融機関事務を実施するものとする。

また、法令に基づき、主務大臣の委任を受けて指定金融機関事務の一部を実施する各地方支分部局においても同様とする。

第二 指定金融機関の指定及び監督に関する事務手続上の留意点

1. 指定金融機関事務の実施に関する一般的留意点

- (1) 本省担当課室が指定金融機関事務を実施する際に発出する文書（法第66条の規定により主務大臣が内閣総理大臣等に対して行う通知を含む。）は、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣の連名のものとする。
- (2) 地方支分部局（北海道財務局、北海道経済産業局及び沖縄総合事務局を除く。）が指定金融機関事務を実施する際に発出する文書は、財務局長、地方農政局長及び経済産業局長の連名のものとする。
- (3) 北海道財務局及び北海道経済産業局が指定金融機関事務を実施する際に発出する文書は、農林水産大臣、北海道財務局長及び北海道経済産業局長の連名のものとする。
- (4) 沖縄総合事務局が指定金融機関事務を実施する際に発出する文書は、沖縄総合事務局長名のものとする。

2. 申請書等の受理に関する一般的留意点

主務大臣に対する申請書等は、省令第15条第1項の規定により指定金融機関等の本店等の所在地を管轄する地方支分部局の長（省令第14条の規定によりいずれか一の大員に申請書等を提出しようとする場合は、一の地方支分部局の長）宛て提出させるものとする。

ただし、本省管下金融機関に係る申請書等については、本省担当課室長（省令第14条の規定によりいずれか一の大員に申請書等を提出しようとする場合は、一の本省担当課室長）宛て提出させるものとする。

3. 指定金融機関台帳等の作成及び行政報告

(1) 本省担当課室長は、指定金融機関（本省管下金融機関に限る。）についての台帳（以下「指定金融機関台帳」という。）及び検索簿（以下「指定金融機関検索簿」という。）を作成し、当該指定金融機関の状況を十分把握するものとする。

(2) 地方支分部局の長は、本省担当部局等の長の定めるところにより、当該地方支分部局の管轄区域内に本店等を有する指定金融機関（本省管下金融機関を除く。）についての指定金融機関台帳及び指定金融機関検索簿を作成し、当該指定金融機関の状況を十分把握するものとする。

(3) 指定金融機関台帳（参考・報告様式集 報告様式第1）については、毎年6月末日現在で作成し、地方支分部局の長にあっては、作成したものの写しを毎年7月末日までに本省担当部局等の長宛て提出するものとする。

(4) 指定金融機関検索簿（参考・報告様式集 報告様式第2）については、主務大臣が法第11条第2項の規定による指定をした場合に作成することとし、その内容に変更が生じた場合には、都度改訂を行うものとする。

地方支分部局の長にあっては、作成又は改訂の都度、その写しを本省担当部局等の長宛て提出するものとする。

(5) 地方支分部局の長は、次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく本省担当部局等の長宛て報告するものとする。

① 法第24条の規定による命令

② 法第 59 条第 2 項の規定による報告の求め又は立入検査

4. 指定金融機関に対する苦情等

- (1) 指定金融機関に関する苦情等を受けた場合には、その内容が指定金融機関の危機対応業務に係るものであることを十分に確認して対応することとし、指定金融機関ではない金融機関に関する苦情又は指定金融機関の危機対応業務以外の業務に関する苦情等に対応することは厳に慎むものとする。
- (2) 苦情等の申出人に対しては、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法に基づき危機対応業務の適正かつ確実な遂行を確保することが当局の職務であることを説明するものとする。
- (3) 苦情等の内容が危機対応業務の適正かつ確実な遂行を確保する上で参考になると考えられるものについては、その内容を記録（参考・報告様式集 報告様式第 3）するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに本省担当課室宛て報告するものとする。
- (4) 地方支分部局において接した苦情等の件数を毎年 3 月末日現在で取りまとめ、これを 4 月末日までに本省担当課室宛て報告（参考・報告様式集 報告様式第 4）するものとする。

5. 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

- (1) 照会を受ける内容の範囲は、法、施行令、省令及び本指針に関するものとし、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。
- (2) 照会の内容が法、施行令、省令及び本指針等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (3) 地方支分部局が照会を受けた際、回答にあたって判断がつかないもの等については、「連絡箋」（参考・報告様式集 報告様式第 5）を作成し、本省担当課室と電子メール等により協議するものとする。

第三 指定金融機関の指定申請に関する事務

1. 指定申請書の受理

- (1) 指定申請書及び業務規程（以下「指定申請書等」という。）の提出を受けたときは、指定申請が省令第4条及び第5条に適合するものであることを確認するほか、第三2. から4. までに基づき、指定申請書等の記載事項及び添付書類の確認を行うものとする。
- (2) 指定申請書等の提出を受けた地方支分部局は、当分の間、指定申請書等受理報告（参考・報告様式集 報告様式第6）を作成し、速やかに、本省担当課室へ電子メール等により送付するものとする。
- (3) 指定申請書等の提出を受けた地方支分部局の長は、(1)の確認を完了した後、当該指定申請書等が地方支分部局の事務所に到着した日から20日以内（ただし、省令第16条第3項各号に掲げる期間は含まないものとする。）に当該指定申請書等を本省担当部局等の長宛て進達するものとする。
なお、当該指定申請書等の写しを地方支分部局において一部保管するものとする。

2. 指定申請書の記載事項

指定申請書（参考・報告様式集 参考様式第1）の記載事項の確認に際しては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 「役員の役職名及び氏名」（省令第4条第2項第2号）
金融機関の区分に応じ、それぞれ以下に掲げる役員の役職名及び氏名が記載されていることを確認する。
 - ① 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）及び監査役
 - ② 信用金庫及び信用金庫連合会並びに信用協同組合及び信用協同組合連合会 理事及び監事
 - ③ 労働金庫及び労働金庫連合会 理事及び監事
 - ④ 農業協同組合及び農業協同組合連合会 理事、監事及び経営管理委員（農業協同組合にあつては、定款の定めるところによ

り、経営管理委員を置いている場合に限る。)

- ⑤ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 理事、監事及び経営管理委員（定款の定めるところにより、経営管理委員を置いている場合に限る。)
- ⑥ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 理事及び監事
- ⑦ 農林中央金庫 理事、経営管理委員及び監事

- (2) 「危機対応業務を行おうとする営業所又は事務所の名称及び所在地」
(省令第4条第2項第3号)

指定申請書に記載する「営業所又は事務所」とは、危機対応業務を行おうとする施設を指し、当該業務を行わない施設は除くものとする。

- (3) 「危機対応業務を開始しようとする年月日」(省令第4条第2項第4号)

危機対応業務を開始しようとする年月日には、指定申請の審査に要する標準処理期間及び公庫との協定の締結に要する期間等を考慮した日付が記載されていること（例えば、指定申請書の日付から少なくとも2月以上先の日付が記載されているなど。）を確認する。

ただし、平成20年8月12日までに受理した指定申請書についてはこの限りでない。

- (4) 個人から提出された指定申請書等については、当該申請書等に当該申請により指定を受けようとする者（設立予定のものを含む。）に係る省令第4条第2項各号に掲げる事項が記載されていることを確認する。

- (5) 申請者（法第16条第1項の規定により申請を行った者をいう。以下同じ。）が個人である場合には、申請者本人に対するヒアリングなどを行い、指定を受けようとする者が直接申請できない理由及び当該者と申請者との関係を十分に確認する必要があることに留意する。

3. 業務規程の記載事項

業務規程の記載事項の確認に際しては、以下の点に留意する。

- (1) 「危機対応業務の実施体制に関する事項」(省令第5条第1号)

「危機対応業務を行う地域に関すること。」として、危機対応業務を行おうとする地域が都道府県単位（一の都道府県の区域を越えない区域を地域とする場合は市町村単位）で記載されていることを確認する。

なお、危機対応業務を行おうとする地域が全国である場合には、その旨が記載されていることを確認する。

また、指定を受けようとする者が施行令第15条第3号から第7号までに定める金融機関である場合は、業務規程に記載された地域が当該金融機関の定款で定められている地区に含まれていることを確認する。

(2) 「危機対応業務の実施方法に関する事項」(省令第5条第2号)

「危機対応業務として行う特定資金の貸付け等の種類」として記載されている業務が指定を受けようとする者の定款に定められている業務であることを確認する。

(3) 「貸付け等のために必要な危機対応円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項」(省令第5条第3号)

公庫から受ける信用の供与の内容として、次に掲げるいずれかのものが記載されていることを確認する。

- ① 法第11条第2項第1号又は第2号に掲げるもの
- ② 法第11条第2項第1号又は第2号に掲げるもの及び同条第3項に掲げるもの

4. 添付書類

指定申請書の添付書類の確認に際しては、以下の点に留意する。

(1) 「定款及び登記事項証明書」(省令第4条第1項第1号)

添付書類として提出された定款について、以下の点を確認する。

- ① 定款に預金又は定期積金の受け入れ及び資金の貸付けに係る業務が定められているか。
- ② 定款に①に掲げる業務が定められていない場合には、当該業務の定款への追加を決議した株主総会又は総会の議事録が添付されているか。
- ③ 定款には原本証明が付されているか。

(2) 「指定の申請に関する意思の決定を証する書面」(省令第4条第1項

第2号)

指定の申請を行うことについて、組織的な決定が行われたことが分かる書面（例えば、株主総会、総会、取締役会又は理事会の議事録など）が添付されていることを確認する。

(3) 「役員の氏名及び略歴を記載した書面」(省令第4条第1項第3号)

役員の氏名及び略歴を記載した書面（参考・報告様式集 参考様式第2）について、以下の点を確認する。

- ① 第三2.(1)に掲げる役員全員に係る書面が添付されているか。
- ② 書面には以下に掲げる事項が漏れなく記載されているか。
 - i) 役員の役職名及び氏名
 - ii) 役員の生年月日及び年齢
 - iii) 役員の職歴
 - iv) 役員の賞罰等の有無（賞罰等がある場合は、その内容）
- ③ 書面には役員の自署及び押印がなされているか。

(4) 「法第16条第4項各号に該当しないことを誓約する書面」(省令第4条第1項第4号)

法第16条第4項各号に該当しないことを誓約する書面（参考・報告様式集 参考様式第3）について、以下の点を確認する。

- ① 書面には、法第16条第4項第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第26条第1項第3号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されているか。
- ② 書面には、申請者の代表者印が押印されているか。

(5) 「役員が法第16条第4項第3号イ及びロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(省令第4条第1項第5号)

役員が法第16条第4項第3号イ及びロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面（参考・報告様式集 参考様式第4）について、以下の点を確認する。

- ① 第三2.(1)に掲げる範囲の役員全員に係る書面が添付されているか。
- ② 書面には、法第16条第4項第3号イ及びロのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第26条第1項第3号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されているか。

③ 書面には、役員の自署及び押印がなされているか。

(6) 「法第 16 条第 5 項第 1 号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これに類するものを受けていることを証する書面、その免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれに代わる書面」(省令第 4 条第 1 項第 6 号)

法第 16 条第 5 項第 1 号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これに類するもの(以下「免許等」という。)を受けていることを証する書面、その免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれに代わる書面について、以下の点を確認する。

① 免許等を受けていることを証する書面として、指定を受けようとする者である金融機関の種類に応じ、それぞれ次に掲げる書面が添付されているか。

i) 銀行 銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 4 条第 1 項の内閣総理大臣の免許を付与することが記載された書面の写し

ii) 長期信用銀行 長期信用銀行法(昭和 27 年法律第 187 号)第 4 条第 1 項の内閣総理大臣の免許を付与することが記載された書面の写し

iii) 信用金庫及び信用金庫連合会 信用金庫法(昭和 26 年法律第 238 号)第 4 条の内閣総理大臣の免許を付与することが記載された書面の写し

iv) 信用組合及び信用組合連合会 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 27 条の 2 第 1 項の認可をする旨が記載された書面の写し

v) 労働金庫及び労働金庫連合会 労働金庫法(昭和 28 年法律第 227 号)第 6 条の内閣総理大臣及び厚生労働大臣の免許を付与することが記載された書面の写し

vi) 農業協同組合及び農業協同組合連合会 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 11 条第 1 項の承認をする旨が記載された書面及び同法第 59 条第 1 項の認可をする旨が記載された書面の写し

vii) 漁業協同組合 水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)第 11 条の 4 第 1 項の認可をする旨が記載された書面及び同法第 63 条第 1 項の認可をする旨が記載された書面の写し

viii) 漁業協同組合連合会 水産業協同組合法第 92 条第 1 項において準用する同法第 11 条の 4 第 1 項の認可をする旨が記載された書面及び同法第 92 条第 4 項において準用する同法第 63 条第 1 項の認可をする旨が記載された書面の写し

- ix) 水産加工業協同組合 水産業協同組合法第 96 条第 1 項において準用する同法第 11 条の 4 第 1 項の認可をする旨が記載された書面及び同法第 96 条第 4 項において準用する同法第 63 条第 1 項の認可をする旨が記載された書面の写し
 - x) 水産加工業協同組合連合会 水産業協同組合法第 100 条第 1 項において準用する同法第 11 条の 4 第 1 項の認可をする旨が記載された書面及び同法第 100 条第 4 項において準用する同法第 63 条第 1 項の認可をする旨が記載された書面の写し
 - x i) 農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行 登記事項証明書の写し（省令第 4 条第 1 項第 1 号の規定により登記事項証明書が提出されている場合には、それをもって代えることができる。）
- ② 申請時において行政庁から免許等が付与されていない等の理由により①に規定する書面が添付されていない場合には、免許等の申請の状況を明らかにした書面として、免許等の申請書の写しが添付されているか。

(7) 「その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書面」（省令第 4 条第 1 項第 7 号）

省令第 4 条第 1 項第 7 号に定める「その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書面」は、以下に掲げる書面とし、必要に応じ、提出を求めることとする。

- ① 指定を受けようとする者の概要を記載した書面（例えば、ディスクロージャー誌など）
- ② 指定を受けようとする者の業務の種類及び業務の実施方法、貸付利子等の計算その他の業務の方法が記載された書面（例えば、業務方法書、信用事業規程など）
- ③ 危機対応業務を開始するまでのスケジュールを記載した書面
- ④ 指定を受けようとする者が危機対応業務と類似する業務を行っている場合には、当該業務実績を説明した書面
- ⑤ 指定を受けようとする者が危機対応業務の委託を行おうとする場合には、委託先の概要、委託契約の内容及び業務の委託について行う態勢整備について説明した書面

5. 指定申請の審査事項

申請者から指定の申請があった場合には、次の事項について審査するものとする。

(1) 法第 16 条第 5 項第 1 号関係

法第 16 条第 5 項第 1 号に係る審査にあたっては、省令第 4 条第 1 項第 6 号の規定により提出された書面を確認する。

(2) 法第 16 条第 5 項第 2 号関係

法第 16 条第 5 項第 2 号に係る審査にあたっては、申請者から提出された業務規程が同号に示されている基準に適合することを確認するものとし、具体的には、以下の点に留意する。

- ① 危機対応業務の実施体制に関する記載として、以下の事項を確認する。
 - i) 危機対応業務の統括部署について、指定を受けようとする者の業務を統括する営業所又は事務所その他の施設に置くこととしていること。
 - ii) 危機対応業務に係る人的構成及び体制を整備することとしていること。
 - iii) 金融機関の監査担当部門（監査部等）において、当該金融機関が行う危機対応業務を監査することとしていること。
 - iv) 法第 22 条第 3 項の通知を受けた場合には、危機対応業務を行おうとする営業所又は事務所ごとに当該業務に関する相談窓口を設置（既存の窓口を活用することを含む。）するなど、利用者からの相談等に応じることができる体制を整備することとしていること。
 - v) その他危機対応業務の実施体制が当該業務を適正かつ確実に遂行できるものであり、かつ利用者に配慮したものとなっていること。
- ② 危機対応業務の実施方法に関する記載について、以下の事項を確認する。
 - i) 危機対応業務として行う特定資金の貸付け等の相手方、対象となる資金及び限度額については、危機対応円滑化業務実施方針（以下「実施方針」という。）で定める範囲内において定めることとしていること。
 - ii) 特定資金の貸付け等の種類ごとにその条件（特定資金の貸付け等の方法、利率、償還期限、償還の方法及び担保又は保証人の徴求の有無など）を定めていること。
また、当該条件が実施方針に反したものとなっていないこと。
 - iii) その他危機対応業務の実施方法が当該業務を適正かつ確

実に遂行できるものであり、かつ利用者に配慮したものとなっていること。

- ③ 危機対応業務の債権の管理に関する記載について、以下の事項を確認する。
 - i) 危機対応業務に係る債権に関する管理体制を整備することとしていること。
 - ii) 危機対応業務に係る債権について善良なる管理者としての注意義務をもって管理することとしていること。
- ④ 危機対応業務に係る帳簿の管理に関する記載について、法第23条及び省令第11条の規定に反したものとなっていないことを確認する。
- ⑤ 危機対応業務の委託に関する記載について、以下の事項を確認する。
 - i) 危機対応業務の全部を委託することとしていないこと。
 - ii) 特定資金の貸付け等を内容とする契約の締結の代理又は媒介、特定資金の貸付け等に係る審査業務その他の危機対応業務に係る中核的業務を委託することとしていないこと。
 - iii) 危機対応業務を適正かつ確実に実施する観点から必要な態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られていること。

(3) 法第16条第5項第3号関係

法第16条第5項第3号に係る審査にあたっては、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施するものとし、具体的には以下の事項に留意する。

- ① 危機対応業務を行おうとする営業所又は事務所ごとに当該業務の責任者を、危機対応業務の統括部署に当該責任者を統括管理する統括責任者をそれぞれ配置することとしていること。
- ② 上記の責任者については、営業所等の業務を統括する立場にあるものを、統括責任者については、当該責任者を統括管理する立場にあるものを選任することとしていること。
- ③ 責任者及び統括責任者については、危機対応業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること。
 - i) 「危機対応業務を適正かつ確実に遂行することができる知識」とは、例えば、危機対応業務として行おうとする業務（資金の貸付け、手形の割引、債務の保証等）に関する知識を指す。
 - ii) 「危機対応業務を適正かつ確実に遂行することができる

経験」とは、例えば、危機対応業務として行おうとする業務に従事する等、当該業務を適正かつ確実に遂行するに十分な業務経験を指す。

- ④ 人的構成又は組織等により、危機対応業務を適正かつ確実に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

6. 指定をする場合の取扱い

- (1) 指定を受けようとする者を指定金融機関として指定した場合は、指定書を当該者に交付し、併せて指定書の写しを公庫へ送付する。
- (2) 指定申請書等が地方支分部局を経由して提出されている場合には、当該地方支分部局を経由して指定書を交付する。
- (3) 本省担当課室は、指定をした者（本省管下金融機関を除く。）の本店等が地方支分部局の管轄区域内にある場合は、当該金融機関に係る審査書類の写しを各地方支分部局へ送付する。

7. 指定をしない場合の取扱い

- (1) 指定を受けようとする者を指定金融機関として指定しない場合には、申請却下通知書を当該者に交付するものとする。
なお、当該通知書には、却下の理由に該当する法 16 条第 4 項各号及び第 5 項各号のうちの該当する号を明らかにするものとする。
- (2) 指定申請書等が地方支分部局を経由して提出されている場合には、当該地方支分部局を経由して申請却下通知書を交付する。

第四 指定金融機関の地位の承継の認可申請に関する事務

1. 承継認可申請書等の受理

- (1) 法第 19 条第 3 項において準用する法第 16 条の規定による指定金融機関の危機対応業務に係る事業の譲渡及び譲受け又は指定金融機関である法人の合併若しくは分割に関する認可申請書（参考・報告

様式集 参考様式第5-1及び5-2)及び法第16条第2項に規定する書類(以下「承継認可申請書等」という。)の提出を受けたときは、承継認可申請が省令第7条の規定に適合するものであることを確認するほか、第四2.に基づき、承継認可申請書等及び添付書類の記載事項の確認を行うこととする。

- (2) 承継認可申請書等の提出を受けた地方支分部局の長は、(1)の確認を完了した後、承継認可申請書等が地方支分部局の事務所に到着した日から20日以内(ただし、省令第16条第3項各号に掲げる期間は含まないものとする。)に当該承継認可申請書等を本省担当部局等の長宛て進達するものとする。

なお、当該承継認可申請書等の写しを地方支分部局において一部保管するものとする。

2. 承継認可申請書等の記載事項

承継認可申請書等及び添付書類の記載事項の確認に際しては、以下の点のほか第三2. から4. までに定める事項についても留意する。

- (1) 「譲渡及び譲受契約書の写し」(省令第7条第1項第2号)

譲渡及び譲受契約書の写しについては、譲受人が譲渡人の行っていた危機対応業務の全部を譲り受ける事実が明らかとなるものでなければならない。

- (2) 「譲渡及び譲受けに関する意思の決定を証する書面」(省令第7条第1項第3号)

危機対応業務の譲渡及び譲受けを行うことについて、組織的な決定が行われたことが分かる書面(例えば、株主総会、総会、取締役会又は理事会の議事録など)が添付されているか。

- (3) 「譲渡及び譲受けの手続を記載した書面」(省令第7条第1項第4号)

譲渡及び譲受けの手続を記載した書面には、危機対応業務の譲渡に係るスケジュール、譲渡及び譲受けに係る危機対応業務への影響並びに危機対応業務の譲渡に関し実施する措置が記載されているか。

- (4) 「合併契約書の写し及び合併比率説明書又は分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し及び分割比率説明書(省令第7条第2項第2号)

分割契約書又は分割計画書については、当該分割により危機対応業務に係る事業を承継する法人又は分割により設立する法人が指定金融機関に係る危機対応業務の全部を承継する事実が明らかとなるものでなければならない。

(5) 「合併又は分割に関する意思の決定を証する書面」(省令第7条第2項第3号)

指定金融機関が合併又は分割を行うことについて、組織的な決定が行われたことが分かる書面(例えば、株主総会、総会、取締役会又は理事会の議事録など)が添付されているか。

(6) 「合併又は分割の手続を記載した書面」(省令第7条第2項第4号)

合併又は分割の手続を記載した書面には、分割により危機対応業務を承継するスケジュール、合併又は分割による承継に係る危機対応業務への影響が記載されているか。

3. 合併等認可申請の審査事項

危機対応業務に係る事業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割(以下「合併等」という。)の認可にあたっては、以下の点のほか、第三5. に定める事項についても留意する。

合併等の認可にあたっては、以下の点に留意する。

- ① 当該合併等が法令等に違反したものではないこと。
- ② 金融関係法令に基づき、合併等に係る認可申請等が行政庁に対してなされていること。
- ③ 当該合併等により危機対応業務の適正かつ確実な遂行に支障が生じないこと。

4. 合併等の認可をする場合の取扱い

- (1) 合併等について認可をした場合には、合併等認可書を認可申請者に交付するものとし、併せて合併等認可書の写しを公庫へ送付する。
- (2) 認可申請者が地方支分部局を経由して承継認可申請書等を提出している場合には、当該地方支分部局を経由して認可申請者へ合併等認可書を交付する。

- (3) 本省担当課室は、認可申請者（本省管下金融機関を除く。）の本店等が地方支分部局の管轄区域内にある場合は、当該認可申請者に係る審査書類の写しを地方支分部局へ送付する。

5. 合併等の認可をしない場合の取扱い

- (1) 合併等について認可をしない場合には、合併等不認可通知書を認可申請者に交付する。
なお、当該通知書では、認可をしないこととした理由を明らかにするものとする。
- (2) 承継認可申請書等が地方支分部局を経由して提出されている場合には、当該地方支分部局を経由して合併等不認可通知書を交付する。

第五 業務規程の変更の認可申請に関する事務

1. 変更認可申請書の受理

- (1) 法第 20 条第 1 項の業務規程の変更に関する認可申請書（参考・報告様式集 参考様式第 6 以下「変更認可申請書」という。）の提出を受けたときは、当該変更認可申請が省令第 8 条の規定に適合したものであることを確認するほか、第五 2. に基づき、変更認可申請書の記載事項の確認を行うこととする。
- (2) 変更認可申請の内容が第三 3. に掲げる事項に係るものである場合には、変更認可申請書等の確認にあたって、第三 3. に定める事項についても留意する。
- (3) 変更認可申請書等の提出を受けた地方支分部局の長は、(1) 及び (2) の確認を完了した後、変更認可申請書が地方支分部局の事務所に到達した日から 10 日以内（ただし、省令第 16 条第 3 項各号に掲げる期間は含まないものとする。）に当該変更認可申請書を本省担当部局等の長宛て進達するものとする。
なお、当該変更認可申請書の写しを地方支分部局において一部保管するものとする。

2. 変更認可申請の審査事項

変更認可申請書及び添付書類の確認に際しては、以下の点に留意する。

- (1) 変更認可申請書、新旧条文の対照表及び変更後の業務規程の変更に係る記載について齟齬はないか。
- (2) 変更に関する意思の決定を証する書面（省令第8条第4号）
業務規程の変更について、組織的な決定が行われたことが分かる書面（例えば、株主総会、総会、取締役会又は理事会の議事録など）が添付されているか。

3. 変更の認可にあたっての留意点

業務規程の変更の認可にあたっては、当該変更が法第16条第5項第2号に適合し、かつ、危機対応業務を適正かつ確実に運営するために十分なものであることを審査する。

なお、その審査にあたっては、第三5.(2)に規定する事項に留意するものとする。

4. 認可をする場合の取扱い

- (1) 業務規程の変更について認可をした場合には、変更認可書を認可申請者に交付する。
- (2) 認可申請者が地方支分部局を経由して変更認可申請書を提出している場合には、当該地方支分部局を経由して認可申請者へ変更認可書を交付する。
- (3) 本省担当課室は、認可申請者（本省管下金融機関を除く。）の本店等が地方支分部局の管轄区域内にある場合は、当該認可申請者に係る審査書類の写しを各地方支分部局へ送付するものとする。

5. 認可をしない場合の取扱い

- (1) 業務規程の変更について認可をしない場合には、変更不認可通知書を認可申請者に交付する。
なお、当該通知書では、認可をしないこととした理由を明らかに

するものとする。

- (2) 変更認可申請書が地方支分部局を経由して提出されている場合には、当該地方支分部局を経由して変更不認可通知書を交付するものとする。

第六 届出の受理に関する事務

1. 届出の受理

指定金融機関から、法第 17 条第 2 項、法第 25 条第 1 項等法令に基づく届出（参考・報告様式集 参考様式第 7 及び第 8）を受理した場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、危機対応業務の適正かつ確実な遂行に問題が生じることとならないか等について確認する必要があることに留意する。

2. 法第 17 条の規定に基づく変更届出の受理

- (1) 法第 17 条第 2 項の規定により商号等の変更の届出を受けた場合には、当該届出が省令第 6 条第 1 項の規定に適合するものであることを確認する。

また、同項第 2 号の「その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書面」として、変更後の各項目を記載した指定申請書（当該変更に係る面に限る。）が添付されていることを確認する。

- (2) 法第 17 条第 2 項の規定により営業所等の所在地の変更の届出を受けた場合には、当該届出が省令第 6 条第 2 項の規定に適合するものであることを確認する。

また、同項第 2 号の「その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書面」として、変更後の各項目を記載した指定申請書（当該変更に係る箇所に限る。）が添付されていることを確認する。

3. 法第 25 条の規定に基づく業務の休廃止の届出の受理

- (1) 法第 25 条第 1 項に基づく業務の休廃止の届出を受けた場合には、当該届出が省令第 12 条の規定に適合するものであることを確認する。

(2) 業務の休廃止の届出の受理にあたっては、届出書に廃止又は休止しようとする危機対応業務の範囲が具体的かつ明確に記載されていること、休止しようとする期間が、休止の理由に比して著しく長期となっていないこと等を確認する。

(3) 「危機対応業務の全部又は一部の廃止の場合にあつては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面」(省令第12条第3号)

当該書面には、廃止までの日程、廃止後の措置のほか、届出時点における危機対応業務の実施状況、特定資金の貸付け等の残債権額並びに当該残債権の今後の管理及び回収方針等が明確に記載されていることを確認する。

4. 届出の受理に関する報告

地方支分部局の長は、法第17条第2項、法第25条第1項等法令に基づく届出を受理した場合には、本省担当課室長の定めるところにより、当該届出の内容を本省担当部局等の長へ報告するものとする。

第七 危機の認定が行われた場合の監督上の留意点

1. 主務大臣による認定について指定金融機関へ通知がされた場合

(1) 法第22条第3項の規定により、指定金融機関へ通知がなされた場合、本省担当課室及び地方支分部局は、電話等の簡便な方法により、指定金融機関における危機対応業務の実施状況を確認すること。

(2) 主務大臣が認定した危機について、危機対応業務を実施しないこととした指定金融機関に対しては、その理由を確認のうえ、法第25条の規定による危機対応業務の休廃止の届出等必要な手続を行うことを求めること。

(3) 必要に応じ、危機対応業務を行う指定金融機関に対して以下の事項等を要請すること。

① 指定金融機関において、主務大臣が認定した危機に係る危機

対応業務を実施していることを店頭掲示、ホームページへの掲載等の方法により告示し、取引者に周知すること。

- ② 指定金融機関が、被災等の理由により危機対応業務を行うことができない場合には、その旨を店頭掲示、ホームページへの掲載等の方法により告示し、取引者に周知すること。

また、必要に応じ、他の指定金融機関や公庫の相談窓口を紹介するなど、顧客の状況を考慮した適切な対応を行うこと。

- ③ 危機対応業務として行う特定資金の貸付け等に係る貸付利率、債務の補償料率、取得する社債の利回り及び譲り受ける貸付債権に係る利回りの設定にあたっては、危機対応業務の公共性及び公庫からの信用供与措置を勘案することとし、不当に高い水準のものとならないように配慮すること。
- ④ その他顧客への対応について十分配慮すること。

2. 危機対応業務の実施状況に関する監督等

- (1) 本省担当課室及び地方支分部局は、公庫及び危機対応業務を行う指定金融機関と連絡を密とし、危機対応円滑化業務及び危機対応業務の状況について適宜把握すること。
- (2) 本省担当課室及び地方支分部局は、必要に応じ、危機対応業務の実施状況等について、報告徴求すること。

第八 行政処分を行う際の留意点等

1. 検査結果への対応

- (1) 本省担当課室及び地方支分部局は、検査結果通知書の交付日から原則として一週間以内に指定金融機関に対し、法第59条第2項に基づき、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策その他を取りまとめた報告書を1ヶ月以内（必要に応じて項目毎に短縮するものとする。）に提出することを求めるものとする。
- (2) 上記(1)の報告書が提出される段階においては、指定金融機関に対し十分なヒアリングを行うものとする。

- (3) 検査結果及び上記(1)の報告書の内容等により、改善・対応策の実施状況、指摘事項の改善状況について一定の期間を要すると認められる場合には、定期的なヒアリングを実施する等フォローアップに努めることとする。

2. 行政処分等の発動

(1) 法第59条第2項に基づく報告命令

立入検査や指定金融機関からの各種届出等、公庫及び利用者からの情報等により、指定金融機関による危機対応業務の適正かつ確実な実施に問題があると認められる場合又は指定金融機関が法第26条第1項に掲げる事項に該当する可能性があるとして認められる場合には、法第59条第2項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。

提出を受けた報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合は、法第59条第2項に基づき追加報告を求めることとする。

(2) 法第59条第2項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

上記報告(追加報告を含む。)を検証した結果、危機対応業務の適正かつ確実な実施の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、指定金融機関の自主的な改善への取り組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記(1)において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。

また、必要があれば、法第59条第2項に基づき、定期的なフォローアップ報告を求めることとする。

(3) 法第20条第2項に基づく業務規程の変更命令

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、指定金融機関が定める業務規程の内容が危機対応業務の適正かつ確実な遂行上不適当であると認められ、かつ、指定金融機関から自主的に当該内容に係る業務規程の変更認可申請が提出される見込みがない場合には、法第20条第2項に基づき、業務規程の変更を命ずることを検討する。

(4) 法第 24 条に基づく監督命令

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、例えば、危機対応業務の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題が認められる場合、又は指定金融機関の自主的な取り組みでは、当該問題の改善が図られないと認められる場合等においては、法第 24 条に基づき、監督上必要な命令を行うことを検討する。

(5) 法第 26 条第 1 項に基づく危機対応業務の全部若しくは一部の停止命令

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、重犯性や故意性、悪質性が認められる等の重大な法令等の違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 26 条第 1 項に基づき、危機対応業務の全部又は一部の停止を命じることを検討する。

(6) 法第 26 条第 1 項に基づく指定の取り消し

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、指定金融機関として今後も危機対応業務を継続することが不相当と認められる場合においては、法第 26 条第 1 項に基づく指定の取消しを検討する。

(7) 上記(3)から(6)までに掲げる不利益処分をしようとする場合は、上記(1)の報告(追加報告を含む。)を受理したときから概ね 1 ヶ月(処分が地方支分部局を經由して財務省、農林水産省及び中小企業庁において行われる場合又は主務省間で調整を要する場合は概ね 2 ヶ月)以内を目処に行うものとする。

3. 行政手続法との関係等

(1) 行政手続法との関係

第八 2. (3) から(5)の不利益処分をしようとする場合には、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 13 条第 1 項第 2 号に基づき弁明の機会を付与し、第八 2. (6)の不利益処分をしようとする場合には、同法第 13 条第 1 項第 1 号に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。

また、いずれの場合においても、同法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。

(2) 行政不服審査法との関係

第八 2. (1)、(3) から (5) の処分をしようとする場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条に基づく異議申立て（処分官庁が地方支分部局の長の場合には、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に対する審査請求）ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

第八 2. (1)、(3) から (5) の処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。